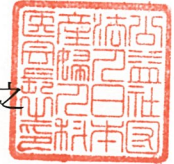


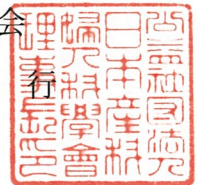
平成 29 年 3 月 27 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

公益社団法人 日本産婦人科医会  
会 長 木 下 勝 之



公益社団法人 日本産科婦人科学会  
理 事 長 藤 井 知



### 受動喫煙の防止に向けた施策の推進についての要望書

平素より産婦人科医療及び母子保健の分野における日本産婦人科医会及び日本産科婦人科学会の活動にご理解とご支援を賜り、深く感謝いたしております。

さて、本医会及び学会は妊婦を対象とした医療及び学術研究を行う専門団体として、以下に述べる事実から喫煙の母児への悪影響が明確であるため、妊婦に禁煙を促す運動を積極的に推進してきました。

妊婦の喫煙による害として、

- ① 早産や胎盤早期剥離など、母児の予後に直結する重大な妊娠合併症の発症率が上昇すること。
- ② 喫煙本数に応じて児の発育が抑制され、喫煙妊婦の児の平均体重は非喫煙者に比べ 200-300g 小さくなること。
- ③ 胎児の口唇裂及び口蓋裂、先天性心疾患、手足の欠損、腹壁破裂などの奇形の発生頻度が上昇すること。

などが報告されています。

しかし、妊婦が禁煙したとしても、国が喫煙を許している場所に行けば、副流煙による受動喫煙は避けがたいことがあり、社会として妊婦への悪影響を断絶できていないと言わざるを得ません。少なくとも、公共施設や一般国民が出入りする場を全面的に禁煙にするなどの社会システムの構築を急ぐ必要があります。

厚生労働省におかれましては、この度健康増進法を改正し、受動喫煙防止対策の強化を行うと聞き及んでおりますが、本法の改正に際しまして、現在貴省がお

示しになっている基本的な考え方から後退することなく、特に妊婦と胎児の安全性の確保に関して格段に配慮された受動喫煙の防止対策の実現をここにお願ひ申し上げる次第であります。

妊婦が安心して社会の中で生活できる職場や飲食店を含め、最低限でも喫煙専用室での喫煙を実現するなど、クリーンな環境の整備がなされることを強く期待する所であります。

ご高配の程、何卒よろしくお願い申し上げます。